

# 社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会 役員・評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

平成 29 年 6 月 27 日  
規 程 第 4 8 号

## (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬の額及びその支給の基準並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法(平成 26 年法律 45 号)第 45 条第 35 で定める報酬等、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)、交通費等の経費をいう。

## (報酬の支給)

第 3 条 役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表第 1 に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、地方公共団体の職と兼職する役員には、支給しない。

2 評議員の報酬は定款第 10 条に定める金額の範囲内で、別表第 2 に基づき支給する。ただし、地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

## (報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (費用の弁償)

第 5 条 本会は、役員及び評議員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とし、本会事務局規程(規程第 1 2 号)の規定により支給する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額を支給する。

4 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

## (公表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 45 条の 35 に定める報酬等の支給

の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成29年6月27日から施行する。
- 2 本会役員等費用弁償に関する規程（規程第13号昭和52年4月1日施行）は、廃止する。

付 則

この規程は、平成30年3月26日から施行する。

別表第1 役員報酬

役 職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (合計)
理 事	2,000円	300,000円
監 事	2,000円	40,000円

別表第2 評議員報酬

役 職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (合計)
評議員	2,000円	230,000円